

通学距離について

1 通学距離基準

- (1) 公立小・中学校の統合方策についての答申二の1学校統合の基準について
(S31中教審・第12回答申)

通常の場合、小学校児童にあつては4キロメートル、中学校生徒にあつては6キロメートルを最高限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢、気象、交通等の諸条件ならびに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

- (2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条1項2号
(S33公布)

小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつては6キロメートル以内であること。

- (3) 公立小・中学校の統合について
(S48県教育長通知)

おおむね小学校4キロメートル、中学校6キロメートルを標準とするが、地形・気象・交通の諸条件や児童生徒の健康・学習の障害にならないよう配慮するものとする。

2 通学距離の例

区名	小学校名	最長通学距離(km)	測定地
北	松 浜	1.5	新元島町
	濁 川	4.0	松栄町
東	山 の 下	1.0	松島1
	大 形	3.1	本所
中央	豊 照	0.6	柳島町1
	山 潟	2.3	清五郎
江南	早 通	1.5	亀田第47区(丸潟)
	横 越	5.0	二本木自治会
秋葉	新津第三	2.0	北上新田
	市之瀬	3.7	三ツ屋
南	大 通	1.5	下塩俵
	味 方	4.5	千日
西	西内野	1.4	内野上新町
	黒 埼 南	4.7	北場
西蒲	和 納	1.2	和納8区
	岩 室	7.9	間瀬

区名	中学校名	最長通学距離(km)	測定地
北	松 浜	1.5	新元島町
	南 浜	6.0	太夫浜
東	下 山	1.9	幸栄2
	石 山	3.0	石山団地
中央	舟 栄	1.7	海辺町2
	山 潟	3.5	清五郎
江南	亀 田	2.0	亀田第60区自治会
	横 越	5.0	二本木自治会
秋葉	小須戸	2.8	水田
	新津第二	8.2	三ツ屋
南	月 潟	2.4	木滑
	白 南	6.0	上八枚
西	小 針	2.5	浦山3
	黒 埼	5.0	寺地
西蒲	潟 東	3.5	南自治会
	岩 室	8.5	間瀬7区